

令和 2 年 6 月
令和 2 年 第 4 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 3号	令和元年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	1
報告第 4号	令和元年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	3
報告第 5号	令和元年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書	13
報告第 6号	令和元年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書	15
報告第 7号	令和元年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書	17
報告第 8号	放棄した債権の報告について	19
報告第 9号	栃木市土地開発公社の令和2事業年度事業計画書の提出について	20
報告第10号	一般財団法人栃木市農業公社の令和2年度事業計画書の提出について	21
報告第11号	株式会社観光農園いわふねの令和2年度事業計画書の提出について	22
報告第12号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	23
議案第40号	令和2年度栃木市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第41号	栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	25
議案第42号	栃木市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について	27
議案第43号	栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第44号	栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第45号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第46号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第47号	栃木市栃木駅周辺地区景観形成基金条例を廃止する条例の制定について	50
議案第48号	栃木市民憲章の制定について	52
議案第49号	工事委託協定の締結について	53
議案第50号	財産の取得について（高規格救急自動車）	54
議案第51号	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）	55
議案第52号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	56
議案第53号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	57

令和元年度栃木市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和元年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越 繰越額	計
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	円 52,382,000	円 35,096,000	円	円 35,096,000
10 教育費	4 社会教育費	(仮称)文化芸術館等 整備事業	3,115,538,000	1,281,553,000	306,862,000	1,588,415,000
10 教育費	5 保健体育費	吹上小学校給食共同調 理場整備事業	657,921,000	151,890,000		151,890,000
11 災害復 旧費	3 教育施設災 害復旧費	社会教育施設災害復旧 事業(令和元年台風19 号災害)(文化課)	29,744,000	11,897,000		11,897,000
合 計			3,855,585,000	1,480,436,000	306,862,000	1,787,298,000

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
10,100,000	24,996,000	24,996,000	6,196,000		18,800,000	
466,724,000	1,121,691,000	1,121,691,000	59,377,000	533,614,000	528,700,000	
29,219,600	122,670,400	122,670,400	26,191,400	6,279,000	90,200,000	
	11,897,000	11,897,000	97,000		11,800,000	
506,043,600	1,281,254,400	1,281,254,400	91,861,400	539,893,000	649,500,000	

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

令和元年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	シティプロモーション事業	円 858,000
		地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業（都賀）	21,500,000
3 民生費	1 社会福祉費	地域福祉計画策定委託	1,419,000
		応急対策事業（令和元年台風19号災害） （障がい福祉課）	3,000,000
	2 児童福祉費	児童福祉施設等感染症対策補助事業費 （新型インフルエンザ等）（保育課）	12,850,000
		民間保育所整備補助金	56,205,000
	4 災害救助費	災害弔慰見舞費（令和元年台風19号災害）	530,692,000
		被災家財等購入等補助金（令和元年台風19号災害）	518,224,000
4 衛生費	1 保健衛生費	災害関係環境保全衛生処理事業（令和元年台風19号災害）	5,000,000
		斎場再整備事業	41,700,000
	2 清掃費	災害廃棄物処理事業（令和元年台風19号災害）	2,549,359,000
5 労働費	1 労働諸費	勤労者総合福祉センター進入路土地購入	9,114,000
6 農林水産業費	1 農業費	首都圏農業確立対策事業費補助金	14,350,000
		畜産振興補助事業	7,500,000
		農畜産業災害復旧支援事業（令和元年台風19号災害） （農業振興課）	130,100,000
		農畜産業災害復旧支援事業（令和元年台風19号災害） （農林整備課）	20,000,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
858,000	858,000				
0					
1,419,000	1,419,000				
3,000,000					3,000,000
12,850,000		12,850,000			
56,205,000		37,452,000	16,800,000		1,953,000
111,420,666					111,420,666
295,030,558					295,030,558
5,000,000					5,000,000
41,700,000			37,500,000		4,200,000
2,537,964,000		1,159,415,000	1,159,400,000		219,149,000
0					
0					
3,016,000					3,016,000
62,462,000		51,365,000			11,097,000
20,000,000					20,000,000

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	県単独農業農村整備事業（西方）	円 23,000,000
	2 林業費	応急対策事業（令和元年台風19号災害） （農林整備課）	2,000,000
7 商工費	1 商工費	中小企業災害復旧支援事業（令和元年台風19号災害）（商工振興課）	150,000,000
		首都圏外国人観光客誘客促進委託	2,264,000
		栃木の魅力を海外へ発信プロジェクト2020事業	2,601,000
8 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業負担金	1,460,000
		木造住宅耐震化促進事業	6,600,000
	2 道路橋りょう費	市道61095号線道路改良事業（岩舟三谷）	26,900,000
		市道各号線道路改良事業	14,090,000
		市道13249号線道路改良事業（栃木川原田町）	21,230,000
		市道2065号線道路改良事業（栃木平井町）	18,250,000
		市道1033号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）	13,230,000
		市道1066号線道路改良事業（藤岡富吉1区）	20,200,000
		市道2135号線交通安全施設整備事業（藤岡大前本郷）	18,000,000
		道普請事業	10,000,000
市道23037号線道路改良事業（大平西山田）	2,300,000		

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 15,350,000	円	円 6,140,000	円 8,200,000	円	円 1,010,000
2,000,000					2,000,000
120,000,000					120,000,000
2,264,000	1,132,000	1,132,000			
2,601,000	1,601,000				1,000,000
1,460,000			1,400,000		60,000
3,500,000		2,150,000			1,350,000
26,203,000			23,500,000		2,703,000
14,089,000			12,600,000		1,489,000
21,230,000			19,100,000		2,130,000
18,250,000		7,325,000	9,800,000		1,125,000
13,230,000		6,215,000	6,300,000		715,000
20,123,000		6,400,000	12,300,000		1,423,000
18,000,000			16,200,000		1,800,000
10,000,000					10,000,000
795,000			700,000		95,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	スマートIC整備事業	円 302,549,000
		市道43386号線道路改良事業(都賀合戦場)	22,000,000
		市道23051・1037号線道路改良事業(大平下皆川)	6,700,000
		今泉泉川線道路整備事業(栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町)	39,030,000
		市道14239号線道路改良事業(栃木皆川城内町)	2,010,000
		市道2106号線道路改良事業(大平富田)	8,000,000
		市道61268・61262・61251号線道路改良事業(岩舟静)	10,215,000
		市道22268号線(堀ノ内橋)橋りょう整備事業(大平西水代)	3,070,000
		市道1055号線道路改良事業(岩舟静)	74,400,000
		橋梁長寿命化修繕事業	129,121,000
	3 河川費	排水路整備事業	17,540,000
		清水川支川分水路整備事業	7,200,000
		北坪地区流末排水整備事業	9,500,000
	4 都市計画費	栃木総合運動公園施設整備事業	12,631,000
		応急対策事業(令和元年台風19号災害)(都市計画課)	46,247,000
		新大平下駅前地区土地区画整理事業	112,000,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
302,190,000		157,278,000	125,900,000		19,012,000
22,000,000			19,800,000		2,200,000
6,700,000		2,695,000	3,600,000		405,000
39,030,000		9,120,000	26,900,000		3,010,000
2,010,000			1,800,000		210,000
8,000,000			7,200,000		800,000
4,466,000			4,000,000		466,000
3,070,000			2,700,000		370,000
74,350,000		30,195,000	39,700,000		4,455,000
124,720,000		64,838,000	53,800,000		6,082,000
17,540,000			13,100,000		4,440,000
7,200,000			5,400,000		1,800,000
0					
12,297,000			12,200,000		97,000
17,972,000					17,972,000
78,700,000		39,900,000	34,900,000		3,900,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	(仮称) 地域交流センター等整備事業	3,500,000 円
		シビックコア地区歩道・広場整備事業	39,000,000
	5 住宅費	住宅被災者支援事業 (令和元年台風19号災害)	1,762,539,000
9 消防費	1 消防費	被災者住宅復旧支援事業費補助金	1,758,275,000
10 教育費	3 中学校費	中学校洋式トイレ改修事業	565,763,000
	4 社会教育費	伝建地区拠点施設整備事業	91,056,000
		文化会館施設改修事業	4,000,000
	5 保健体育費	第77回国民体育大会開催関係大平体育館改修事業	16,764,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農業施設災害復旧事業 (令和元年台風19号災害) (農林整備課)	19,600,000
		農地災害復旧事業 (令和元年台風19号災害) (農林整備課)	279,027,000
		林業施設災害復旧事業 (令和元年台風19号災害) (農林整備課)	9,900,000
		農業施設災害復旧事業 (令和元年台風19号災害) (大平産業振興課)	200,000
		農地災害復旧事業 (令和元年台風19号災害) (大平産業振興課)	5,502,000
		農業施設災害復旧事業 (令和元年台風19号災害) (藤岡産業振興課)	19,443,000
		農業施設災害復旧事業 (令和元年台風19号災害) (都賀産業振興課)	110,931,000
		農地災害復旧事業 (令和元年台風19号災害) (都賀産業振興課)	13,307,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
3,500,000					3,500,000
27,560,000	634,000		20,600,000		6,326,000
1,351,191,000		1,351,191,000			
1,661,623,294					1,661,623,294
565,598,000		155,843,000	380,900,000		28,855,000
91,056,000		75,117,000	10,500,000		5,439,000
4,000,000					4,000,000
16,764,000	1,764,000		15,000,000		
19,600,000		4,692,000	400,000		14,508,000
224,256,200		167,968,000	26,600,000		29,688,200
9,900,000		1,000,000	2,500,000		6,400,000
200,000			100,000		100,000
5,502,000			4,900,000		602,000
3,067,600			2,300,000		767,600
83,575,000			54,200,000		29,375,000
8,263,000		6,142,000	1,900,000		221,000

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農業施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）（西方産業振興課）	14,825,000
		農業施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）（岩舟産業振興課）	38,608,000
	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業（令和元年台風19号災害）	2,904,336,000
		河川災害復旧事業（令和元年台風19号災害）	255,771,000
		公園災害復旧事業（令和元年台風19号災害）	120,539,000
	3 教育施設災害 復旧費	小学校施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）	207,680,000
		中学校施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）	244,035,000
		社会教育施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）（人権・男女共同参画課）	5,690,000
		社会教育施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）（文化課）	16,130,000
		保健体育施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）（スポーツ振興課）	119,036,000
	4 厚生労働施設 災害復旧費	社会福祉施設等災害復旧事業（令和元年台風19号災害）（地域包括ケア推進課）	18,348,000
		衛生施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）	7,600,000
	6 消防施設災害 復旧費	消防施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）（消防総務課）	42,503,000
消防施設災害復旧事業（令和元年台風19号災害）（通信指令課）		44,313,000	
合 計			13,794,430,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
14,825,000		12,798,000	1,500,000		527,000
13,064,000			6,700,000		6,364,000
2,543,690,000		47,423,000	2,495,900,000		367,000
221,556,000		21,250,000	200,000,000		306,000
120,539,000			120,500,000		39,000
76,010,000		29,247,000	24,500,000		22,263,000
73,714,000		19,903,000	25,300,000		28,511,000
5,690,000			5,600,000		90,000
4,233,000			4,200,000		33,000
108,344,000			108,300,000		44,000
12,748,000		8,498,000	4,200,000		50,000
7,600,000			7,600,000		
42,503,000			38,600,000		3,903,000
44,313,000			44,200,000		113,000
11,524,750,318	7,408,000	3,495,542,000	5,281,800,000	0	2,740,000,318

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

令和元年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(1) 収益的支出

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 水道事業 費用	1 営業費用	受託工事	85,328,000	47,907,317	902,000

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(2) 資本的支出

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道整備事業	224,372,000	164,793,436	19,128,000
		管路耐震化事業	463,958,000	436,894,420	22,463,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
0	0	902,000	36,518,683	0	東武鉄道との協議 に日数を要したこ とによる

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
0	0	19,128,000	40,450,564	0	東武鉄道との協議 に日数を要したこ とによる
0	0	22,463,000	4,600,580	0	台風19号の影響に よる工期延長

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

令和元年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道建設事業	1,321,331,000	974,063,415	319,950,000
		雨水渠整備事業	117,737,000	48,780,985	38,000,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
106,300,000	179,050,000	34,600,000	27,317,585	0	台風19号の影響による工期延長
11,450,000	14,950,000	11,600,000	30,956,015	0	台風19号の影響による工期延長

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

令和元年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
10 教育費	4 社会教育費	文化財保存修理事業	円 4,500,000	円	円 4,500,000	円

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
円 4,500,000	円	円	円	円	円 4,500,000	台風第19号の影響による工事作業員の不足により工期内の事業完了が難しい状況となり、3月末に補助事業者から工期変更の申請がなされたため。

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

放棄した債権の報告について

栃木市債権管理条例（平成24年栃木市条例第37号）第15条第1項の規定により、市の債権について、次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

債権放棄調書

債権の名称 (担当部課)	債権の額 (円)	放棄した事由	放棄決定日	債権の件数
学童保育事業費負担 金（こども未来部子 育て支援課）	111,000	第2号（時効完成）	令和2年3月31日	12
小計	111,000			12
水道料金（上下水道 局企業経営課）	1,925,526	第2号（時効完成）	令和2年3月31日	200
小計	1,925,526			200
合 計	2,036,526			212

栃木市土地開発公社の令和2事業年度事業計画書の提出について

栃木市土地開発公社の令和2事業年度事業計画書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

一般財団法人栃木市農業公社の令和2年度事業計画書の提出に
ついて

一般財団法人栃木市農業公社の令和2年度事業計画書を地方自治法（昭和
22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出
する。

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

株式会社観光農園いわふねの令和2年度事業計画書の提出について

株式会社観光農園いわふねの令和2年度事業計画書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

- 1 専決第5号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年5月15日

栃木市長 大川 秀子

令和2年2月12日、栃木市岩舟町和泉地内において発生した公用車による人身事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

群馬県館林市地内居住者

2 損害賠償の額

19,920円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について

栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第52号）の特例を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(副市長及び教育長の給与の特例)

第2条 副市長及び教育長の令和2年7月1日から令和3年3月31日までの期間における給料月額については、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例第2条の規定にかかわらず、副市長においては同条に定める額から当該額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額と、教育長においては同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。期末手当の算定の基礎となる副市長及び教育長の給料月額についても、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

栃木市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

栃木市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 市が実施する新型コロナウイルス感染症対策に資する施策に要する経費の財源に充てるため、栃木市新型コロナウイルス感染症対策基金条例(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金及び予算で定める金額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、新型コロナウイルス感染症対策に資する施策に要する経費

の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 5 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

栃木市都市計画税条例（平成22年栃木市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第6項を削る。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

8 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第11項から第14項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第19項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「又は第34項」を「又は第33項」に、「第34項又は法」を「第33項又は」に改める。

附則第20項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の栃木市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお、従前の例による。

3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(令和2年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 5 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市印鑑条例の一部を改正する条例

栃木市印鑑条例（平成22年栃木市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「民間事業者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 5 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

栃木市介護保険条例（平成22年栃木市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「2万5,200円」を「2万160円」に改め、同条第3項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「2万5,200円」を「2万160円」に、「3万5,280円」を「2万6,880円」に改め、同条第4項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「2万5,200円」を「2万160円」に、「4万8,720円」を「4万7,040円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の栃木市介護保険条例第3条第2項から第4項までの規定は、令和2年度以降の年度分の介護保険料について適用し、令和元年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1中20の項を削り、21の項を20の項とし、22の項から41の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の備考中「民間事業者が設置する」を削る。

別表第2の44の項の1の(1)のうち「次に掲げる金額を合算した金額」を「次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額」に改め、同項の1の(2)のうち「次に掲げる金額を合算した金額」を「次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額」に改め、同表の45の項の1中「次に掲げる金額を合算した金額」を「次に掲げる金額（共用部分を計算しない評価方法を用いる場合にあっては、(イ)に掲げる金額を除く。）を合算した金額」に改め、同表の50の項の1の(1)のイの(ア)中「床面積」の次に「（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積。(イ)から(エ)まで及びウの(イ)並びに(2)のイ及びウの(イ)において同じ。）」を加え、同表の52の項を次のように改める。

52 建築物のエネルギー消費性	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
-----------------	---------------------------

能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 一戸建ての住宅に係る申請 4,700円

(2) 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積(共用部分を計算しない評価方法(建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。)を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積。イからエまで及び(3)のイ並びに2の(4)から(6)まで及び(7)のエからカまでにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,

000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円

(3) 一の建築物全体に係る申請（(1)及び(2)に掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分（イに係るものを除く。） 4,700円

イ 共同住宅等の部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円

ウ 非住宅部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満の場合 25,
000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル
以上5,000平方メートル未満の場合
74,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル
以上10,000平方メートル未満の場合
110,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メート
ル以上25,000平方メートル未満の場
合 140,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メート
ル以上の場合 180,000円

2 1に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の
区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 一戸建ての住宅（モデル住宅法（建築物エネ
ルギー消費性能基準であって、市長が指定する
ものをいう。以下この項において同じ。）を用
いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場
合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の
場合 16,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の

場合 17,000円

- (2) 一戸建ての住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 16,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 17,000円

- (3) 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 31,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 35,000円

- (4) 共同住宅等（フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 30,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 52,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 140,000円

(5) 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）

に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 30,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 52,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 140,000円

(6) 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）

に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 63,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 100,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 180,000円

エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 250,000円

(7) 一の建築物全体に係る申請（(1)から(6)までに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分（エからカまでに係るものを除き、モデル住宅法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 16,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 17,000円

イ 住宅部分（エからカまでに係るものを除き、

仕様基準を用いるものに限る。) について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 16,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 17,000円

ウ 住宅部分(エからカまでに係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。) について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 31,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 35,000円

エ 共同住宅等の部分(フロア入力法を用いるものに限る。) について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 30,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 52,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル

以上5,000平方メートル未満の場合
95,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル
以上の場合 140,000円

オ 共同住宅等の部分（仕様基準を用いるもの
に限る。）について、次に掲げる場合の区分
に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満
の場合 30,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満の場合 52,
000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル
以上5,000平方メートル未満の場合
95,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル
以上の場合 140,000円

カ 共同住宅等の部分（性能基準を用いるもの
に限る。）について、次に掲げる場合の区分
に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満
の場合 63,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満の場合 10

0, 000円

(ウ) 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満の場合
180, 000円

(エ) 床面積の合計が5, 000平方メートル以上の場合 250, 000円

キ 非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 80, 000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の場合 130, 000円

(ウ) 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満の場合
210, 000円

(エ) 床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満の場合
280, 000円

(オ) 床面積の合計が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満の場合
340, 000円

(カ) 床面積の合計が25, 000平方メートル

ル以上の場合 400,000円

ク 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 210,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 330,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 480,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 590,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 700,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 800,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市栃木駅周辺地区景観形成基金条例を廃止する条例の制定
について

栃木市栃木駅周辺地区景観形成基金条例を廃止する条例を次のように制定
するものとする。

令和 2 年 6 月 5 日 提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市栃木駅周辺地区景観形成基金条例を廃止する条例

栃木市栃木駅周辺地区景観形成基金条例(平成22年栃木市条例第86号)
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市民憲章の制定について

栃木市民憲章を次のように制定することについて、議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

工事委託協定の締結について

次により工事委託協定を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 雨水排水路線路下横断工事（市道1055号線） |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 169,584,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 群馬県高崎市栄町6番26号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員高崎支社長 木村 法雄 |

財産の取得について

高規格救急自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の表示 | 高規格救急自動車 1台 |
| 2 取得の方法 | 事前審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 41,250,000円 |
| 4 取得相手 | 宇都宮市横田新町3番47号
栃木トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 新井 孝則 |

財産の取得について

水槽付消防ポンプ自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の表示 | 水槽付消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 | 取得の方法 | 事前審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 7 4 , 9 1 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 取得相手 | 宇都宮市石井町 1 2 2 2 番地 1 5
栃木県消防整備株式会社
代表取締役 村田 宣夫 |

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月5日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市藤岡町赤麻1514番地

氏 名 高 際 英 明

生年月日 昭和25年10月8日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市岩出町 2 3 7 番地

氏 名 大 橋 雄 一

生年月日 昭和 3 0 年 3 月 1 7 日

